審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項	目	内容
1	処分名		浴場業営業許可
2	法令名		公衆浴場法
3	法令番号		昭和23年法律第139号
4	根拠条項		第2条第1項
⑤	処分権者		京都府知事(委任先:保健所長)
6	法令の定め		第二条 業として公衆浴場を経営しようとする者は、都道府県知事の 許可を受けなければならない。
7	審査基準		公衆浴場法第2条第2項、第3条 公衆浴場法施行規則第1条 公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例第2条、第3 条、第4条 公衆浴場法施行細則第7条、第8条
8	経由機関名		
9	協議機関名		
10	標準処理期間		(⑪合計期間) 20日
		経由機関	
		協議機関	
		当該処分機関	20日
12	問合せ		生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
13)	① 備考		